

# 人間と Casework についての考察

安藤 順一

## Studies on Human Beings and Casework

Junichi ANDO

### 序 論

人間の幸福には、つねに2つの面の充実が必要である。1つは精神的（内的）な充実であり、他は環境的な充実である。環境的な充実とは個人の外的諸条件の充実であり、casework とはこの2つの充実をめざして行われる人間援助のための専門技術である。

ところで、この2つの面の充実をめざしつつも、どの面に重点をおくかによって casework は大きく2つの学派に分れる。その1つは診断主義 casework であり、他は機能主義 casework である。診断主義 casework とは、G. Freud の流れをくみ、精神分析理論を拠りどころとし、現実との不適応感に悩む client の自我構造を、過去から現在に至る生育歴、生活歴などの分析により人格の診断を行い、どのような援助展開が自我の強化に役立つかを考えながら Personality の社会的適応への援助をはかっていくものである。診断主義 casework の主張は、C. Towl, G. Hamilton, F. Hollis らによって代表されるが、この派は外的操作を全く無視するわけではないが、内的充実にウエイトがおかれている。

これに対し、機能主義 casework は、O. Rank の人格理論の流れをくむもので、人間は自己の意志の力により自分自身で問題を解決しうる能力をもっていると考える。それゆえ、過去を問うことは必要でなく、client の現在の力を信ずるがゆえに、worker は自分の属する機関の機能を client に提示することを重視する。提示された機能のうち、どの機能を選ぶかの選択は client 側にあり、必要なのは client がそれに主体的に参加し、問題解決へ向って努力するように援助することである<sup>1)</sup>。機能主義 casework の主張は、J. Taft, G. Marcus, H. H. Perlman, H. H. Apteker らによって代表されるが、これらは外的諸条件の充実に重点がおかれていると考えられる。

いうまでもなく、これらの2つの学派は、casework を最初に理論化した M. Richmond の考えに基づいている。M. Richmond は casework を①個別的に行う調整である。②人間と社会環境との意識的調整である。③人格の発達をめざして行われる、の3つの観点から定義づけ<sup>2)</sup>、人間援助の方法として「直接療法」と「間接療法」の2つをあげる。前者は、client の内的側面を重視するものであり、後者は社会環境の操作調整・改善や社会資源の活用など client の外的側面を重視するものである<sup>3)</sup>。

ところで、方法論上の相違はあれ、casework の中核となるのはつねに人間であり、casework 実践の根底には人間に対する共通な確信がなければならない。そして、casework とはこの確信の上に立って社会福祉価値を実現していく実践であると思う。社会福祉価値とは、物理的利益、雇用の安定、家族生活の安定、適正な生活水準、道徳的水準の維持、差別されないこ

となど、人間をして幸福だと感ぜしめるすべてのものであるが、人間に対する確信とは、「すべての人間はこの福祉価値を享受するに値する存在である」という確信である。そしてその根底には casework 実践の立場からさらに深い人間理解が必要である。この意味でこの小論では、① casework における人間の理解、②欧米に起源をもつ casework の欧米的特質と日本の特質、③高齢化社会において casework のはたす役割、という3つの視点から考えてみたい。

### casework における人間の理解

さきに、casework とは人間の内的および外的諸条件の充実をめざして行われる人間援助のための専門技術であると大まかに規定したが、人間援助の方法を加味して、ここでは『casework とは、その諸活動が行われる社会の制度的、歴史的、経済的、物理的、精神的諸条件と関連して生ずる社会的諸問題に対して、社会福祉政策のもとに、利用しうる社会資源を動員して行われる、client の自己実現への援助活動である』と規定したい。

casework の定義は、その歴史的変遷や社会的背景により変化してきているが、ここで主張したいことは、casework は① client の自己実現への援助である、②社会的諸問題に対する援助である、③社会福祉政策のもとで行われる、④社会資源を動員して行われる、ことである。このうち①は counseling と共通する項目、②は共通するが、方法論的に相違する項目、③と④は casework 独自の項目と考えられる。

すなわち、①casework も counseling も共に、client の自己実現を援助するのを目的とする。

②両者とも社会的諸問題の解決に対する援助であるが、casework は問題そのものの解決をめざし、counseling は問題の背後にある心理（不安・恐怖・異常性など）や personality に働きかけ、その治療および人格の変容を究極の目的とする。社会的諸問題とは、社会生活上の諸困難であり、保護・援助を要する問題（福祉問題）をさす。福祉問題には、a 経済上（貧困）、b 扶養上（老、幼、孤独、母子など）、c 心身上（精神身体障害、疾病など）、d 判断上（要助言）、e 環境上（公害、僻地、災害など）、f 行為上（非行、犯罪など）、g 処遇上（不就学、家庭不和、失業など）、の7種類に分けられるが、対象的には counseling の問題と重なることが多い。つぎに、方法論的な相違とは、これらの問題に対し、casework の焦点とするところは、client のもつ問題そのものであり、緊急かつ必然性をもつ問題に対し、すみやかに社会処遇、公的サービスを行うことである。具体的にいえば、貧困家庭への経済的援助であり、また要養護児童を施設に収容保護すること、あるいは里親委託を行うことなどである。

これに対し counseling は、問題をもつことによって生ずる心の悲哀、神経症的傾向などによる苦悩の感情を共感することにある。そして、client がなにもものにも拘束されない安全にして自由な場を体験することにより、人格の変容を企図することを目的とする。換言すれば、counseling の本質は「counselor がこれほどまでに自分を理解しようとしていてくれる。よし、自分もそれに応えて頑張らなければならない」という気持ちを、client に起さしめることにある。たとえば、愛する家族を失って深い悲しみのなかで不適応状況に陥っている人に対し、counselor がなしうることは、その悲しみを共感的に理解し、自己の存在の価値を否定しようとする client の気持ちに傾聴することである。そしてそのことにより、client の現在の自己存在がかけがえのないものであり、決して否定すべきものでないことに気づき、否定的人生から肯定的人生への歩みを可能ならしめることである。

③casework は、social work のなかの1つの方法であり、社会福祉政策に基づき、その枠内で行われる。したがって casework は、case 全体の目的、診断、方針にのっとった活動でな

ればならない。

④casework は client の問題の緊急な解決のために社会資源を動員して行われる。社会資源とは、社会福祉事業の実施にあたって利用しうる施設設備、資金、物品、制度、技術などのすべてをさすが、casework が援助・育成を要する者（要扶助者や心身障害者など）に対する具体的援助であるかぎり、casework はこの社会資源に対する専門的知識をもつことが要求される。

ところでさきに、casework の根底にはすべての人間が福祉価値を享受しうる存在であるという確信がある、といったが、それはなぜであるか、これについて次のように考える。

すなわち、人間は本来、①他者との連帯のなかで生きる、②欲求不満状態でなく環境との調和のなかで生きる、③宗教的心情をもって他者の苦しみを分かちあって生きる、④自らも苦悩を求め、苦悩のなかに生存の意味を求める、⑤漫然とではなく、自己がかくなりたいた願うものに対して努力していく存在である、ということである。これらはそれぞれ、①連帯的価値、②調和的価値、③共感的価値、④意味的価値、⑤生成的価値、と呼ぶことができる。そして人間は誰れでもこの価値を求めて生きていく存在である。しかしながら、現代社会ではこれらの価値は損われやすい。たとえば、配偶者の死によって孤高のなかに生きる独居老人、家族葛藤のなかで崩壊の危機にある夫婦、障害のために生きる意味を見失っている人びと、致命的な病気のためすべての望みを絶たれた患者、などである。casework はこれらのすべての人に働きかける。この働きかけの背後には、このような人間観があるからである。これを簡潔に言えば、①人間は現実社会において、成長と発展のための意志と可能性をもつ独自の存在であること、②人間は本来的に善であり、闘争ではなく平安を求める存在であること、である。いうまでもなく、この人間理解のみでは理解しえない行為をする人間も多い。たとえば、成長発展の意志とは反対に自暴自棄になり、アルコールに依存し、ときには死を企てる人、他者の善意を疑い、かえって他人を傷つける人などがその例である。そのことは、③人間は、人間の本性と正反対のこゝろを行いうる ambivalence な存在である、ということである。

しかしこれは、人間の本性が失われたのではなく、人間の本性が失われていく環境に置かれたがゆえに、逆の面が強調されているのである。これについて黒川昭登氏は適確に述べられている。「非行する人間も、自殺しようとする人間も、また自暴自棄の人間も、それは良くなりたいたいという気持ちが無くなったがゆえではなく、積極的に生きる意志があっても、それが挫折させられたがゆえである」<sup>4)</sup>と。筆者もすべての非人間的行為は、人間性回復の叫びと考えたい。そして、casework の実践は、このような非人間的行為にも深い人間性を求めて行われる援助活動である。

### Casework における欧米的特質と日本的特質

Casework の日本的特質を問うことは、欧米の casework の特質を明らかにすることでもある。そこでここでは、まず欧米の casework の特質を考え、その後で日本のそれとを対比したい。

ところで、欧米の casework といっても、学者によってその定義に相違がみられる。そこでここでは、casework の母といわれる M. Richmond の定義に従いたい。彼女の定義は次のようである。「casework とは、人間とその社会的環境との間に個別的に、効果を意識して行われる調整を通じて、かれの人格の発達をはかる諸過程からなるものである」<sup>5)</sup>

この定義から、さきに3つの柱（①個別性、②意識的調整、③人格の発達）を示したが、こ

の柱には西欧の哲学思想が深く関わりあっていると思う。すなわち、casework でいう①個性は実存性と、②意識的調整は専門的実践性と、③人格の発達は関係性と、関わっている。つまり、casework の根底には鍵概念として、実存性、専門的実践性、関係性の3つがあるということである。

人間とはなにか。われわれはしばしばこの問を発する。このとき最も確かなことは自己が存在していることである。しかもこの存在は〈ここにもある。あそこにもある〉というものではなく、〈いまとここ〉にしかありえないものであり、また、いのちのない〈単なる物〉ではなく、〈生きて在る者〉である。つまり、人間はひと一般として生きるものではなく、自分なりに存在感をもって生きているのであり、実存とはこのような存在のあり方をいうのである。

ところで、実存ということのなかには2つのことが含まれている。第1は、実存は個別的な存在であり、独自性をもった存在であるということである。第2には、実存は世界内存在として、投げだされたものであり、それゆえ不安な存在であるが、実存 (exist) は外へ (ex) 向ってある (ist) ことを知ることによって、つまり、未来への投企をくわだてることによって、かれ自身の独自の可能性を実現しうる存在である、ということである。それゆえ、実存主義の本質はまさにこの自己の独自の可能性に向って〈成りつつある〉(生成) ことを要請するところにある。そして casework は、さまざまな福祉問題をもつ client に対し、変化と成長の能力のあることを責任をもって自覚できるようにすることである。

このことを可能にするのは、専門的実践によってであり、専門的実践を遂行していくためには、関係性が必要である。専門的というのは、人間の心理を知ること、社会諸資源やその活用方法を知ること、case への見通しができることであり、これらによる実践を専門的実践という。だが、そのみでは client の感情の変化や現実への適応は困難である。それを可能にするには関係性がなければならない。関係性とは人間関係のことであり、この関係性において人間は自己の可能性をひきだすことができる。F. Hollis が「あらゆる case 処遇の基礎は、worker と client の間の関係である」<sup>6)</sup> というように、関係性は casework 実践の基礎であり、その関係は「その個人自身が、自分が受容されることができるという事実にともなって、自分の実存についての自分自身の意識および自分の実存に対する自分自身の責任において何を行うか」<sup>7)</sup> を知らしめるものである。そしてこの関係こそ、M. Buber のいう〈我一汝〉の出会いであり、出会いによって、選び選ばれたという相互関係が生ずる。それは〈共人間的共同体の世界〉ともいべき世界であり、この世界 (casework 関係) において相互の連帯と責任が生まれ、この世界において client の人格の発達も可能である。

ところで、人間援助の実践である福祉の方法論が、日本に導入されたのは1920年前後であるが、積極的に社会福祉の分野で活用されるようになったのは、児童福祉司や社会福祉主事の専門職種が制度化された第2次世界大戦後の昭和25年前後である。その後、casework の諸理論、特に診断主義や機能主義方法なども紹介されるに至っているが、それは主に欧米の諸理論であり日本の風土にあった casework の在り方を探求しなければならないとする傾向も生じている。そこで次に、日本における casework の特質を考えてみたい。

さきに、欧米の casework を①実存性、②専門的実践性、③関係性の3つの鍵概念によって説明した。それでは日本において、これはどのように説明されるであろうか。これについては、まず日本人における人間観をのべなければならないが、それは単純ではない。なぜなら、歴史的変遷によっても、とりあげられる人物によっても異なるからである。たとえば、日本人の古来の生き方は、正直で清く明<sup>あか</sup>き心をもった現実肯定的な人間観に立ち、自他の感情の融和を重

んずる生き方であるが、儒教や仏教の伝来によって、人間の考え方が異なってくることも、それは知られる。

しかしながらここでは、親鸞聖人をとりあげたい。言うまでもなく、とりあげるべき人物は多い。しかし、親鸞ほど日本的であり、また悲劇と苦悩、さらに社会の矛盾と葛藤のなかで人間の真実を求めていった人物はないと思うからである。

それでは、親鸞は人間をどのように感じとっていたのか。親鸞の人間観については、唐沢富太郎氏も言われるように<sup>9)</sup>、①絶対的自己否定の人間、②絶対他者決定的人間、ということばでいいあらわされる。周知のように、親鸞は比叡山で20年余を修業したが満足は得られなかった。そこで法然の門を叩くに至るが、自力修行の究極において得たものは自己への徹底した絶望であった。すなわち、自己は煩惱具足、罪悪深重であり、地獄は必定の愚禿であるという自覚であった。これは「凡夫といふは、無明煩惱、われらがみにみちみちて、欲もおほく、いかり、はらだち、そねみもおほく、ひまなくして、臨終の一念にいたるまで、とどまらず」(「一念多念文意」)という親鸞の述懐によくあらわされている。

しかしながら、この人間観は、人間を超えた弥陀の慈悲にうつしだされた人間であるがゆえであって、絶対的自己否定の自覚が強ければつよいほど、弥陀の慈悲の光は輝き、弥陀の慈悲を信ずることによって絶望から歓喜の世界への転換が可能となる。しかもこの転換は、自己の一切を放棄して絶対者に任せきることによってのみ可能である。絶対他者決定的人間とは、人間のはからいを捨てて弥陀の廻向にまかせることである。「自己の愚禿を苦悩する機(人間)の自覚と弥陀の絶対的法(慈悲)を歓喜する法の自覚とが、無限の闘争対立の二元的世界そのものにおいて相互否定的にしかも和解される」<sup>9)</sup>ものである。

このことはなにか。それは愚禿無明としての人間の自覚、また苦悩を積極的な契機として弥陀を信ずれば、かえって光明の世界に救われるということである。親鸞の悪人正機説もまさにこの構造にあると思う。そこには自己を問いながら、自己を否定することによって自己が生かされるという構造、絶対的弥陀の立場からいえば、自己に否定的に対立するもの(凡夫)を自己自身とするという構造である。そしてこの構造が可能なのは、人間には弥陀の廻向によって与えられた仏性があるからである。ここではこのような人間の存在のあり方を宗教的実存と呼ぼうと思う。

ところで、これを casework の立場からみればどのようなになるであろうか。欧米においては、worker も client もともに人間として存在するものであり、それゆえ実存が優先する。しかし宗教的実存では、client の生き方が問題である。つまり、client の社会処遇が決定されたからといって、case が終了するわけではなく、むしろ決定された社会処遇とどのように関わりあって生きたらよいかという生き方が重要視される。なぜなら、ここでは worker も client もともに否定さるべき人間であり、弥陀の廻向によって生かされているから、両者は対等平等の関係であり、親鸞のことばによれば同朋同行といった関係である。そして、この関係のなかでの実践が client の人格の発展をうながすものと考えられる。この実践は、親鸞においては、衆生を救わんとする如来(弥陀)の本願に対する信仰であるが、この実践をより明確な形で示されているのは道元の『正法眼蔵』である。

道元は『正法眼蔵』の「菩提薩埵四摂法」のなかで、人に接するための4つの方法を示される。それは、①布施(財施と法施をもって人を救うこと一道ばたの小石を仏に捧げるのも布施である)、②愛語(人に会ったとき慈愛の心を起し、やさしい言葉をかけること)、③利行(どのような人でも、相手の利益になることをすること)、④同事(自分だけが特別であらうとし

ないで、苦楽を共にすること)の4つである<sup>10)</sup>。これを福祉的な立場から言えば、①は物質的・精神的な援助、②は愛と受容と共感的理解、③は client 中心性、④は他者との協働である。

以上のように、日本の casework の特質は主に仏教思想と結びついて、仏教的行の実践という形であられるところにあると考えられる。

ところで、日本の casework を考える上で、いまひとつの重要な概念があると思う。それは、「自然」ということである。自然については親鸞の「自然法爾(じねんほうに)」の考えがある。周知のように、これは親鸞の消息(手紙)を集めた『末燈抄』(第5通目)のなかのことばであり、そこでは、「自然といふは、自はおのずからという。行者のはからいにあらず、如来のちかいてあるがゆえに法爾といふ」ということばがみえる。すなわち、親鸞にあっては、自然は弥陀の誓願によって、凡夫の人間が凡夫のままで弥陀の攝取不捨のはたらきのなかにつままれて、無上覚をさとる身とせられていることである。自然法爾については深い研究がなされているが<sup>11)</sup>、このことばには凡夫が凡夫のままに否定されて菩提(悟り)をうることをあらわしている。凡夫のままに否定されるとは、煩惱をもつ凡夫が弥陀の願力への信によって、罪業の深さを一層知る。そして、罪業の自覚と仏力への信により菩提の体となることである。それは煩惱即菩提ということである。

ところで、ここで筆者が注目したいことは、煩惱をもつ人間がありのままの姿で菩提の世界にはいりうるということである。すなわち、日本人の心情には古来から「ありのまま」とか、「かざらない姿の美しさ」というものが基本にあるのではないかと思う。親鸞はそれを仏教において日本的に同化した人だと思う。恵信尼と結婚し、非僧非俗として世間の非難をあびながら、厳しい行者としての道を歩んだのもこの心があったからだと思う。

そしてこの心情は「捨聖(すてひじり)」といわれた一遍上人にも、つねに「あるべきようわ」なにかを求め、この世に有るべきように有ろうとした明恵上人にも、また「生涯身を立つるに懶く、騰々天真に任せた」良寛の生きざまにも、それはみられる。これらの人びとにとって人生は漂泊であり、あるがままの自然とあるがままの自己との合体を求めた人びとだと思う。あるときはかそけく移りゆく四季の声に、あるときは厳しい自然の息吹きに耳を傾けた人びとである。もちろん、自然そのものの内容は人により異なるであろう。しかし「あるがままの自己」を生き、それを生き抜くことによって、ひとつの道がひらかれるという思いは同じである。

それでは、この心情が casework の日本の特質にどのように関わるのであろうか。それはこの心情には、①「生かされている」、「ありがたい」という思いがあること、②相手のことばに傾聴し、③しみじみとした慈愛のことばをかわすこと、また、④あるがままの姿を破壊しないで、⑤あるがままに生きることを援助する、などが観取されることである。そして、これらの心情は casework 実践の根底になければならないものである。ここで留意しなければならないことは、「あるがままの姿」、「あるがままに生きる」ということは、「人間としてあるがままに」ということで、人間として生きられないほどの貧しさにあるものに対し、現状の貧しさを肯定せよというものではないことである。貧しさにあるものに対しては、積極的に人間であるための援助をする特徴をもつものである。憲法第25条の生存権保障もこのことを定めたものである。

このような日本人の心情を思うとき、日本の casework の特質は自己をありのままにみつめることによって、そこから「魂の解放」をめざすことを重視するところにあると考えられる。そして、このことは高齢化社会の日本において、今後ますます必要なことだと思う。

## 高齢化社会における casework の課題

周知のように、日本はいま、高齢化社会のただ中にある。高齢化社会とは、65歳以上の高齢者人口が総人口の中で7%を超える社会のことであるが、1985年では10.3%、2000年では15%、2015年には20%を超えるという。ところで、高齢化社会はただ単に高齢者が増加することだけでなく、そこにはいろいろな福祉問題が派生する。たとえば、老人の健康、経済や家族扶養の問題などであるが、最も大きな問題は死の問題である。人間は誰れでも、自覚するかしないかは別として、死と隣りあって生きている。特に高齢者の場合、死は遠い将来ではない。そして75歳以上の老年後期の人びとの増加する今日において、casework 活動も高齢者をぬきにして考えられない。

それでは、高齢者に対して casework はどのようにあったらよいであろうか。これを考えるまえに、われわれは老年期の意義を考えてみなければならない。

老年期は、一般に青年期に比べ negative な image をもってみられる場合が多い。たとえば、老化・加齢意識の背後には、体力・生殖能力の衰え、適応性・創造性・融通性の衰退、社会からの引退、孤独への傾斜、などのことばよりその存在の意味を見出しえない時期とみられやすい。しかし、本当にそうであろうか。老年期はじつは豊饒の時期であり、自己の人生の完結の時期である。D. B. Bromley は老人には5つの type があるという<sup>12)</sup>。それは、①建設的な人（寛容で柔軟性をもち、将来が展望できる）、②依存的な人（野心的でなく、現状に満足）、③自己防衛的な人（堅苦しく責任が強すぎ、援助を拒否する）、④敵意をもつ人（他人に対して攻撃的狡猾疑的で、不信感をもつ）、⑤自己嫌悪の人（自己に敵意をもち、抑うつ感、孤独感、無用感をもつ）の5つである。このうち最も望ましいものは、①の type であり、この type の人は知性的で、よく統合された（神経症的でなく、不安をもたない）生活を楽しみ、暖かく愛情のこもった対人関係をもつことができる人である。この人は人間の本当の弱さを知っているゆえに、人間の真実に眼が向き、すべてのものに愛の感情をもつことができる。そして、死と向いあうことによって、かえって生のひかりをみつめることができる。生のひかりとはすべてのものを大切にし、愛することができる心である。

このような境地で生きた人に岸本英夫博士がいる。周知のように、博士はガンを宣言されてから死までの10年間、超人的な働きをされる。博士は「死は生命に対する別れ」と考えられる。それゆえ、立派に最後の別れができるように「いかにつらくても、苦しくても、与えられた生命を最後までよりよく生きてゆくよりほか、人間にとって生きるべき生き方はない」（「死をみつめる心」22頁）と考えられる。死の暗闇の前の限界状況のなかで、「大きな転回をして、生命の絶対的な肯定論者になった。死を前にして大いに生きるということが私の新しい出発点となった」（同23頁）といわれ、また「死の恐怖に堪える方法は、死から強いて眼をそむけることではなく、日々生活のなかで小さな死の別れを繰り返して心の準備をしておくことである」（同206頁）と博士は述べられる。ガンに侵された生命の飢餓状態にあって、博士は仕事を愛し、学生を愛しつづけられ、最後まで変わることはなかった。

しかしながら、このような心境にすべての人が達するとはかぎらない。それには援助が必要である。

たとえば、64歳、男性、胃の痛み、歩行時動悸、息切れ、全身倦怠感あり、ということで内科を受診、胃透視の結果、ガンと診断される。即刻入院し薬物療法をうける。手術のため外科に転科。手術後、下痢が頻回となり、下腹痛、嘔吐に苦しめられる。激痛のときは治療のあり方に不満を述べる。妻・子があるが別離し、現在はひとりぐらしとなっている。この患者の場

合、どのように worker は接していったらよいただろうか。家族の状態、離別のことなどを聞くことや事情によっては妻子への連絡も必要であろうし、client の気持ちを医師や看護関係の人に伝えることも必要であるかもしれない。そして、医師、看護婦、casework の project をくんで client にあたることが必要なかもしれない。しかし、それにもまして必要なのは、client のそばにとどまり、手をとり、あるいは体をやさしくさすり、患者のことばに耳を傾け、client のことばの背後の意味を理解してやることである。そして、苦しみをのりこえて残された日々を前向きに充実できるように援助することである。さきに「魂の解放」といったことは、このことをさすが、これは単に臨死患者のみにかぎらない。すべての老人にとっても必要なことであり、いずれは老人とならねばならないすべての人間にとっても必要なことである。

## 結 語

この小論では、casework を client に対する物質的・精神的援助というだけでなく、caseworker も client もともに宗教的実存と規定し、そこに casework の日本的特質を求めようとした。なぜなら、それは高齢化社会の日本の casework に欠かせないものだからである。

昭和62年5月、「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立した。この法律は、法案提案理由の説明によっても明らかなように、世界に例をみないスピードで人口の高齢化が進行するなかで、寝たきり老人等介護を要する老人の急増に対応しようというものである。このうち社会福祉士は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害がある者、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある者の福祉に関する相談、指導等を行うもの」であり、介護福祉士は「寝たきり老人等の介護を行うもの」である。介護とは「入浴、排せつ、食事その他の介護」として、現実に老人ホームやホームヘルプ活動の中心となっている行為であるが、それが法的に明確にされた。このことは福祉従事者には大きな朗報であり、福祉の前進であるといわねばならない。しかし、福祉に従事する者の忘れてならないのは、福祉実践としての casework の根底にはつねに人間があり、人間を人間たらしめようとする熱き血潮が必要だということである。

## 文 献

- 1) 中村優一：ケースワーク教室. 19~20, 有斐閣 (1980)
- 2) M. Richmond, 杉本一義訳：臨床福祉学. 69~79, 誠信書房 (1978)
- 3) 岡本民夫：ケースワーク研究. 167~174, ミネルヴァ書房 (1976)
- 4) 黒川昭登：ケースワークの基礎論理. 89~90, 誠信書房 (1986)
- 5) 中村優一：ケースワーク. 7, 誠信書房 (1981)
- 6) F. Hollis: casework: A Psychosocial Therapy. 228, Randam House New York, Inc. (1964)
- 7) L. May, 伊藤 博, 浅野 満, 古屋健治訳：実存, 69, 岩崎学術出版社 (1981)
- 8) 唐沢富太郎：親鸞の世界. 124, 法蔵館 (1982)
- 9) 唐沢富太郎：同上, 98.
- 10) 禅文化学院：正法眼蔵. 151~160, 誠信書房 (1979)
- 11) 佐藤正夫：親鸞における自然法爾, 143~188, 東京大学出版会 (1984) (講座日本思想2 自然所収)
- 12) D. B. Blonley, 勝沼晴夫訳：高齢化の化学, 273~278, 産業能率短大出版部 (1976)
- 13) 小島容子：ケースワークを支える日本のエスト (松本武子編 日本のケースワーク所収) 家政教育社 (1978)